

# 能美市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱

平成22年3月29日

告示第25号

改正平成25年12月2日

告示第137号

改正令和元年12月1日

告示第56号

## (目的)

第1条 この告示は、高齢者の運転による交通事故の減少に資するため、高齢者が運転免許証を自主的に返納しやすい環境づくりを進める能美市高齢者運転免許証自主返納支援事業（以下「支援事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証であって、有効期限を満了していないものをいう。
- (2) 自主返納 道路交通法第104条の4第1項の規定により、石川県公安委員会に対し、すべての免許の取消しを申請し、自主的に運転免許証を返納することをいう。
- (3) 運転経歴証明書 石川県公安委員会が発行し、過去5年間の運転経歴を証明したものをいう。

## (対象者)

第3条 この事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、能美市の住民基本台帳に記載されている満70歳以上の者で、自主返納を行った者

- (2) 住民基本台帳法に基づき、能美市の住民基本台帳に記載されている満70歳以上の者で、自主返納を行った日から5年以内に運転経歴証明書の交付を受けた者  
(支援事業の内容)

第4条 市長は、前条の対象者に対し、次に掲げる支援事業を行うものとし、その事業の内容は当該各号に定めるものとする。

- (1) 能美市コミュニティバス運行事業実施要綱第6条第3項に規定するフリーパス券(6箇月券)(以下「フリーパス」という。)を交付すること。ただし、支援の期間は、フリーパスの交付を受けた日から3年間とする。

- (2) 運転経歴証明書の交付に係る手数料に相当する額について、能美市補助金交付規則(平成17年2月1日規則第33号)及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で運転経歴証明書交付手数料補助金(以下「補助金」という。)を交付すること。  
(フリーパスの交付申請)

第5条 フリーパスの交付を受けようとする者は、能美市コミュニティバスフリーパス券購入申込書(兼同意書)(様式第1号)に、石川県公安委員会が発行する申請による運転免許証の取消通知書(以下「取消通知書」という。)又はその写しを添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、自主返納した日から起算して6箇月以内(当該日が閉庁日の場合は、翌開庁日まで)に行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、申請できる期間を延長することができる。

(支援の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理した場合は、直ちにその内容を審査し、適当と認められるときは、申請者に第4条第1項に規定する支援を決定するものとする。

- 2 支援の決定は、フリーパスの交付をもって行う。

(使用条件等)

第7条 フリーパスは、前条の決定を受けたもの(以下「支援決定者」という。)に限り利用することができる。

- 2 フリーパスは、再発行及び払戻しは行わない。

(有効期限の更新)

第8条 フリーパスの有効期限の更新を受けようとする者は、有効期限の1箇月前以降に、能美市コミュニティバスフリーパス券購入申込書（兼同意書）にフリーパスを添えて市長に申請しなければならない。

（フリーパスの返納）

第9条 フリーパスの交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、フリーパスを速やかに市長に返納しなければならない。

（1） 支援決定者が能美市から転出した場合

（2） フリーパスの有効期限が経過した場合

（決定の取消し等）

第10条 市長は、フリーパスの交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、支援を取り消すことができる。

（1） 支援決定者が虚偽又は不正な手段により交付を受けた場合

（2） 支援決定者が第三者にその権利を譲渡又は転売した場合

（3） その他市長が適当でないと認める場合

（4） 支援決定者が死亡した場合

（補助金の交付申請）

第11条 補助金の交付を受けようとする者は、能美市高齢者運転免許証自主返納支援事業（運転経歴証明書交付手数料補助交付）申請書兼請求書（様式第2号）に交付を受けた運転経歴証明書の写し及び運転免許証の取消通知書又はその写しを添えて、市長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その旨を能美市高齢者運転免許証自主返納支援事業補助金交付（不交付）決定兼確定通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、誤りその他の不正の行為により補助金の交付を受けた者に対し、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行し、この要綱の施行の日以後に免許の取消しを受けた者について適用する。

附 則（平成25年12月2日告示第137号）

- 2 この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和元年12月1日告示第56号）

- 3 この告示は、公表の日から施行する。